

米価下落対策に関する
緊急要請書

【平成26年10月】

福島県町村会
会長 大塚 節 雄

米価下落対策に関する緊急要請

本県において農業は地域経済を支える基盤産業であり、中でも水稻は、県全体の農業算出額の4割を占め、また、原発事故の影響がある中であっても全国第7位の生産量を誇るなど、我が国の食糧の安定供給に大きく寄与してきた。

需給均衡等を目的とした政府主導による米の生産調整は、昭和46年より本格開始され、以後40年以上にわたって続けられてきたところであり、この間、本県においても政府と一体となって取り組んできたが、このたびの米政策等の見直しにより、4年後には政府による生産数量目標の配分を廃止するという一定の方向が示されるなど、今、我が国の農政は大転換期を迎えている。

このような中、米の需要減少や豊作基調等による在庫の増大などを背景に、全国の26年産米の概算金が大幅に引き下げられており、加えて本県は、原発事故への根強い風評への懸念から、より大幅な引き下げを余儀なくされたところである。

水稻農家等にとって、この度の概算金は、再生産に必要な採算ラインを割る水準となっており、このような状況が続くこととなれば、ナラシ対策の発動やコスト削減に努力したとしても農業経営は立ち行かなくなり、営農意欲の減退、離農、耕作放棄地の増大、人口減少・地域コミュニティの崩壊、さらには国土保全、水源かん養、景観形成、文化の伝承など多面的機能の維持も困難になるものと大いに危惧している。

ついては、農業者が営農意欲を失うことなく、持続的に水稻経営に取り組めるよう、国が直接関与する生産調整が存続する間は、少なくとも政府主導による米の補完的な需給及び価格の安定対策に緊急に取りくまれるよう、次の事項について要請する。

1 需給・価格安定対策

主食用米等の需給と価格の安定を図る食糧法の趣旨を踏まえ、米の需給バランスの改善に向け、政府主導による過剰米の主食用市場からの隔離対策を実施すること。また、政府備蓄米について実需者ニーズの高い飼料用米や海外援助への積極的な活用を図ること。

2 農業者の経営所得対策

(1) 収入減少影響緩和対策(ナラシ)及び移行のための円滑化対策(26年度限りの経過措置)については、26年産の発動にあたり十分な予算を確保するとともに、交付時期の前倒しを行うこと。

(2) 本対策への加入者要件について、認定農業者や集落営農等の担い手の育成・確保が困難な条件不利地においては、地域条件などを十分考慮して、一定程度の拡大を図るとともに、ナラシ移行のための円滑化対策の延長、生産調整の見直しと連動する収入保険制度の早期創設、制度資金の拡充など、万全なセーフティネットを構築すること。

3. 米の需要拡大について

米の需給改善のため、主食用米の消費拡大に加え、米粉用米や飼料用米等の非主食用米の利用拡大に対する効果的な対策を実施すること。

また、日本再興政略に沿い、政府主導によるオールジャパンの輸出促進を図ること。